

# 犯罪被害者等支援

## メニューリスト

(令和8年度版)

柳 井 市

# 目 次

## 柳井市の支援メニュー・対応窓口

1	犯罪被害者等のための総合的対応窓口.....	1
2	犯罪被害者等見舞金 .....	1
3	犯罪被害者等助成金 .....	1
4	国民健康保険.....	2
5	国民年金.....	3
6	税 金 .....	3
7	住居・生活 .....	3
8	子育て.....	4
9	教 育 .....	5
10	障 害 .....	6
11	介 護 .....	6
12	交通事故 .....	7
13	その他.....	7

# 柳井市の支援メニュー・対応窓口

## 1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている 庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。	危機管理課 (市役所4階) TEL 0820-22-2111
--	--------------------------------------

## 2 犯罪被害者等見舞金

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
犯罪被害者等見舞金	犯罪行為により重傷病を負った方、 性犯罪被害を受けた方又は、亡く なられた方の遺族に支給します。 ・重傷病見舞金 10万円 ・性犯罪被害見舞金 10万円 ・遺族見舞金 30万円	危機管理課 (市役所4階) TEL 0820-22-2111

## 3 犯罪被害者等助成金

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1)生活サポート費	日常生活を営むことに支障がある と認められる犯罪被害者、その家 族、遺族が、家事援助、外出援助、 育児及び介護援助のサービスを利用 する場合に支給します。 ・上限3,000円/時間 (上限30時間)	危機管理課 (市役所4階) TEL 0820-22-2111
(2)一時配食費	犯罪被害を受けたことにより外出 が困難となり、健康の維持等を図る ための食事を用意することに支障 がある犯罪被害者、その家族、遺族 が、一時配食サービスを利用する場 合に支給します。 ・上限1人1回1,000円/日 (上限30日)	危機管理課 (市役所4階) TEL 0820-22-2111

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(3) 一時保育費	犯罪被害を受けたことにより、扶養する就学前の子の家庭での保育に支障が生じた犯罪被害者、その家族、遺族が、一時的な預かり保育を利用する場合に支給します。 ・上限 2,000円/日 (上限 10日)	危機管理課 (市役所 4 階) T E L 0820-22-2111
(4) 一時居住費	犯罪被害を受けたことにより、従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等が、一時居住のため施設等を利用する場合に、宿泊料や建物賃貸借に係る賃料を支給します。 ・上限 20万円 (宿泊の場合 1人1夜につき、上限 1万円)	危機管理課 (市役所 4 階) T E L 0820-22-2111
(5) 法律相談費	犯罪被害を受けたことにより、法律問題の解決に向け弁護士に法律相談する必要が生じた犯罪被害者等が、弁護士に法律相談をする場合に支給します。 ・上限 1万5,000円/回 (上限 3回)	危機管理課 (市役所 4 階) T E L 0820-22-2111

## 4 国民健康保険

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 高額療養費の支給	世帯の 1 か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	市民生活課 (市役所 1 階) T E L 0820-22-2111
(2) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免	第三者行為(交通事故、闘争等)を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった場合、徴収猶予や減免の相談に応じます。	市民生活課 (市役所 1 階) T E L 0820-22-2111
(3) 国民健康保険税の減免	国民健康保険税の納付が困難となった場合など、状況に応じた減免の相談に応じます。	市民生活課 (市役所 1 階) T E L 0820-22-2111

## 5 国民年金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 遺族基礎年金 (国民年金)	国民年金加入中又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなった場合、亡くなった方が生計を維持していた子のある配偶者や子に支給されます。	市民生活課 (市役所 1 階) T E L 0820-22-2111
(2) 障害基礎年金 (国民年金)	国民年金加入中又は20歳前の年金未加入中、もしくは60歳以上65歳未満の年金未加入中に病気やケガによって一定の障害が残った方に支給されます。	市民生活課 (市役所 1 階) T E L 0820-22-2111
(3) 国民年金保険料の 減免	国民年金保険料の納付が困難となった場合などに、相談に応じます。	市民生活課 (市役所 1 階) T E L 0820-22-2111

## 6 税金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 市税等の減免、納 付相談	市税等の納付が困難となった場合など、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	税務課 (市役所 1 階) T E L 0820-22-2111

## 7 住居・生活

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 住所情報の保護	D V やストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方は、申出によって、住民票の写し等の交付等を制限できます。	市民生活課 (市役所 1 階) T E L 0820-22-2111
(2) 市営住宅への入居	犯罪被害により、従前の住居に居住し続けることが困難となった場合に、市営住宅への入居に関する相談に応じます。 ・ 優先枠対象者 ・ 目的外使用	建築住宅課 (市役所 2 階) T E L 0820-22-2111

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(3) 生活困窮者自立相談	お金、仕事、住宅、生活に関する ことなど、専門の相談員が相談に応 じ、解決に向けた提案や、解決まで のお手伝いをします。	社会福祉課 (市役所 1 階) T E L 0820-22-2111
(4) 生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法 に基づき、その困窮の程度に応じ 必要な保護を行い、その最低限度 の生活を保障するとともに、世帯 の自立を助長します。	社会福祉課 (市役所 1 階) T E L 0820-22-2111
(5) 消費生活に関する 相談	消費生活、悪質商法、多重債務等 に関するトラブルについて、消費生 活相談員が相談に応じます。	柳井地区広域消費生活セン ター（商工観光課） (市役所 3 階) T E L 0820-22-2125

## 8 子育て

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 子育ての悩み相談	養育の問題やこども虐待など、こ どもに関する様々な相談に応じます。	こどもサポート課 (市役所 3 階) T E L 0820-22-2111
(2) 母子・父子自立支 援員への相談 【ひとり親家庭等の 支援】	生活の問題や子育ての悩みなど、 ひとり親家庭の方の生活の困りご とに関する相談に応じます。 月～木 8時30分～17時15分	こどもサポート課 (市役所 3 階) T E L 0820-22-2111
(3) 児童扶養手当 【ひとり親家庭等の 支援】	父又は母と生計を同じくしてい ない児童の母、父又は養育者を対 象として、その生活の安定を図るた めに支給します。	こどもサポート課 (市役所 3 階) T E L 0820-22-2111
(4) ひとり親家庭医療 費助成 【ひとり親家庭等の 支援】	医療機関の窓口にマイナ保険証等 とひとり親家庭用福祉医療費受給 者証を提示することで、保険適用 の自己負担部分の助成を受けるこ とができます。	こどもサポート課 (市役所 3 階) T E L 0820-22-2111
(5) 母子・父子・寡婦 福祉資金貸付 【ひとり親家庭等の 支援】	経済的自立、児童の就学等に必要 な資金等、各種資金の貸付を行 います。	こどもサポート課 (市役所 3 階) T E L 0820-22-2111

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(6) 就業の支援 【ひとり親家庭等の支援】	ひとり親の方の経済的自立に向けて、就業支援の給付金交付など行います。 (自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等)	こどもサポート課 (市役所3階) TEL 0820-22-2111
(7) 母子生活支援施設への入所 【ひとり親家庭等の支援】	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所により自立に向けた生活を支援します。	こどもサポート課 (市役所3階) TEL 0820-22-2111
(8) 一時預かり	ご家庭の緊急事情等で、家庭保育が困難になった場合、保育園などでお子さんを一時的に預かります。	こどもサポート課 (市役所3階) TEL 0820-22-2111
(9) ショートステイ	様々な事情によりお子さんの養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設等に宿泊し、生活援助を受けることができます。	こどもサポート課 (市役所3階) TEL 0820-22-2111
(10) ファミリー・サポート・センター	育児のサポートをしてほしい依頼会員と、サポートしたい提供会員が育児の相互援助活動を行う事業です。依頼会員からの依頼に応じて、援助を行ってくれる提供会員を紹介します。	やないファミリー・サポート・センター TEL 0820-23-0668

## 9 教育

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) いじめ・性被害	いじめ・性被害について、児童生徒や保護者から寄せられる相談に応じます。	教育委員会 学校教育課 TEL 0820-25-2423
(2) 就学援助	経済的理由により小・中・義務教育学校への就学が困難な児童及び生徒に対して、学用品費などの費用を援助します。	教育委員会 学校教育課 TEL 0820-25-2423

## 10 障害

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 身体障害者手帳取得、障害福祉サービス等の各種制度の利用	受傷から一定期間を経過した後も身体に永続する定められた等級以上の障害がある場合、身体障害者手帳の交付申請、手帳の取得を条件とした各種制度を利用することができます。	社会福祉課 (市役所 1 階) T E L 0820-22-2111
(2) 特別障害者手当 (20歳以上) 障害児福祉手当 (20歳未満)	身体または精神に著しく重度の障害があるため、常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給します。	社会福祉課 (市役所 1 階) T E L 0820-22-2111
(3) 特別児童扶養手当	身体または精神に障害がある児童を家庭で監護、養育している父母等に支給します。	こどもサポート課 (市役所 3 階) T E L 0820-22-2111
(4) 障害者虐待	障害者に対する虐待や養護者の支援に関する相談に応じます。	柳井圏域障害者虐待防止センター T E L 0820-52-2678 柳井市障害者虐待防止センター (市役所 1 階社会福祉課) T E L 0820-22-2111

## 11 介護

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 高齢者の総合相談・支援	介護・福祉・医療などに関するさまざまな相談をお受けし、支援を行います。	高齢者支援課 (市役所 1 階) T E L 0820-22-2111
(2) 介護保険料の減免	介護保険料の納付が困難となった場合などに、相談に応じます。	高齢者支援課 (市役所 1 階) T E L 0820-22-2111
(3) 介護サービス利用料の減免	介護サービス利用料の自己負担金の支払いが困難となった場合などに、相談に応じます。(交通事故、闘争等の第三者行為を除く)	高齢者支援課 (市役所 1 階) T E L 0820-22-2111

## 12 交通事故

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 交通事故の相談	損害賠償請求、示談の進め方など、交通事故に関する相談に応じます。	危機管理課 (市役所 4 階) T E L 0820-22-2111

## 13 その他

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) こころの健康	こころの悩みや精神症状への対応について、相談に応じます。	健康増進課 (柳井市保健センター) T E L 0820-23-1190
(2) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	政策企画課 (市役所 4 階) T E L 0820-22-2111
(3) 医療に関する苦情や相談	市内の医療機関での診療等に関する苦情や相談に応じます。	健康増進課 (柳井市保健センター) T E L 0820-23-1190